

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
57	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務(令和7年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月27日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>高齢期における適切な医療の確保等を行い、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るため、後期高齢者医療被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律等により定められた資格管理、給付及び保険料等に関する事務のうち、川崎市では、保険料の徴収事務及び申請の受付等被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められた事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還の受付 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の再発行申請の受付 保険給付に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 給付に関する申請の受付 特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 保険料の賦課及び徴収に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報の入手及び広域連合への提供 広域連合が決定した賦課情報の管理及び保険料(納入)額通知書・納付書の被保険者への送付 保険料に関する申請の受付 特別徴収対象者の決定及び特別徴収情報の管理 保険料期割情報の作成及び管理 徴収した保険料等の収納情報の管理及び滞納情報の管理 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況の管理 保険料過誤納金の還付及び充当 保険料の口座振替処理 資格、給付及び保険料に関する申請書及び届出書の広域連合への送付を行う。 中間サーバーに係る事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 						
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療システム
	<p>[資格管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資格対象者情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢到達による広域連合への宛名情報の出力 ・広域連合への宛名異動情報の出力 ・障害認定対象者情報の出力 ■被保険者情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報の取込 ・被保険者情報のメンテナンス ・住所地特例情報の取込 <p>[賦課管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所得情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税からの連携情報の取込 ・広域連合への所得・課税情報の出力 ■賦課情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料情報の取込 ・保険料徴収方法の決定 ・保険料額決定通知書、特徴仮徴収額通知書、納入通知書、納付書の発行 ・広域連合への期割情報の出力 ■特別徴収情報管理

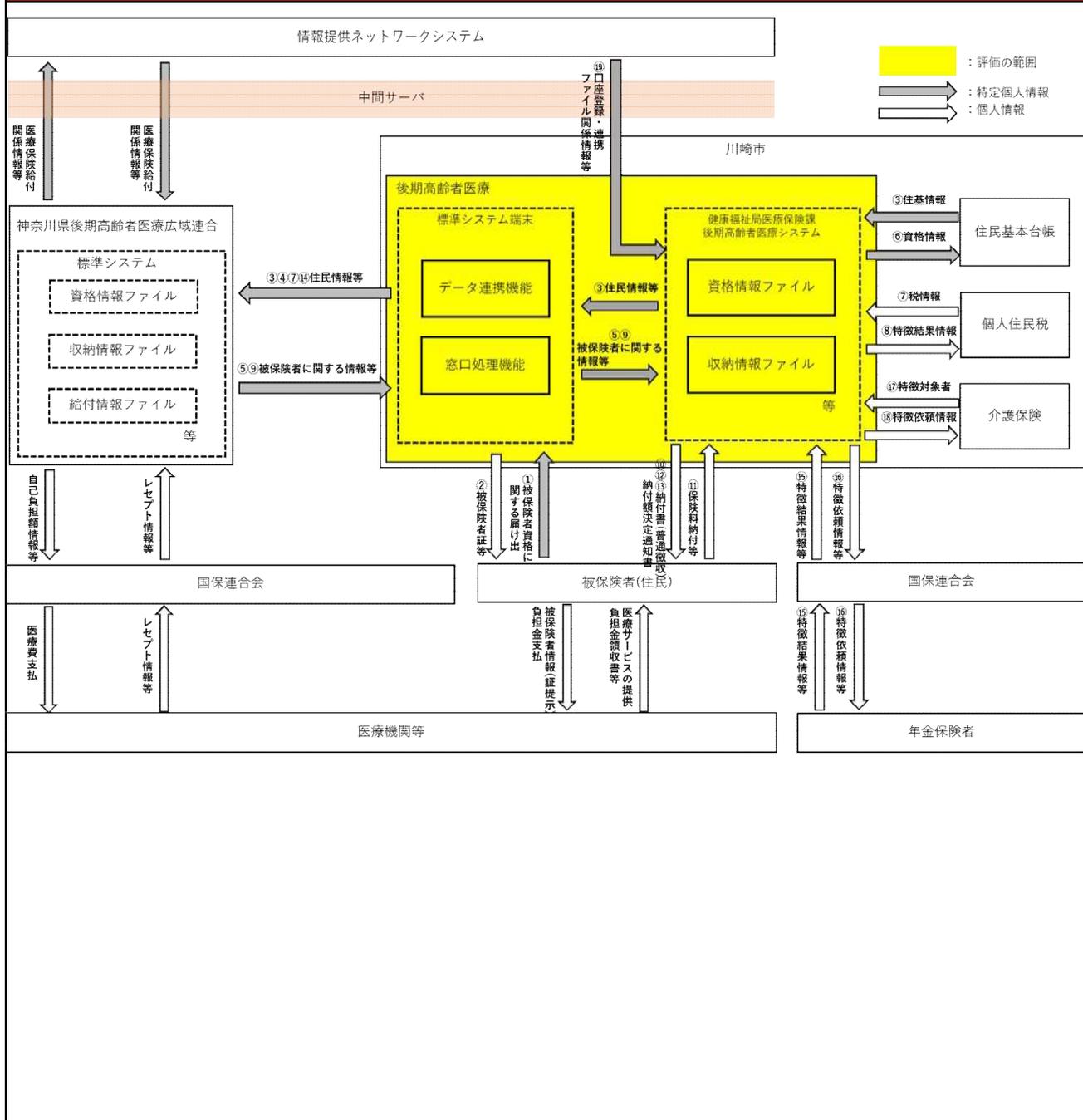
<p>②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■特別徴収情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収に関する情報の連携 ・普徴申請情報の管理 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・統計資料の作成 ・保険料賦課台帳の作成 <p>[収納管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■賦課情報取込 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課情報登録機能 <ul style="list-style-type: none"> 広域連合より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 ■収納 <ul style="list-style-type: none"> ・消込機能 <ul style="list-style-type: none"> 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 <ul style="list-style-type: none"> 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通知する。 充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 <ul style="list-style-type: none"> 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 ■口座振替管理機能 <ul style="list-style-type: none"> 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 ■滞納繰越 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越機能 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 ■発行 <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> 納税(付)証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・納付書再発行機能 ■照会 <ul style="list-style-type: none"> ・収納情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 ■会計資料作成 <ul style="list-style-type: none"> 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。 ■広域連合連携 <ul style="list-style-type: none"> ・収納情報ファイル作成機能 <ul style="list-style-type: none"> 広域連合向けの連携ファイル「収納情報」を出力する。 ・滞納者情報ファイル作成機能 <ul style="list-style-type: none"> 広域連合向けの連携ファイル「滞納者情報」を出力する。 								
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
<p>システム2～5</p>									
<p>システム2</p>									
<p>①システムの名称</p>	<p>システム連携基盤</p>								
<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名管理機能 <p>既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> 2 符号要求機能 <p>個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> 3 情報提供機能 <p>各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> 4 情報照会機能 <p>中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または各業務シ</p> 								

	<p>システムにファイル転送を行う。</p> <p>5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、各業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という)</p> <p>※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1)被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	<p>中間サーバー</p>
	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(*1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(*1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p><符号管理機能> 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するた</p>

②システムの機能	<p>めに利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p><情報照会機能> 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p><情報提供機能> 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p><既存システム接続機能> 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p><情報提供等記録管理機能> 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p><情報提供データベース管理機能> 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p><データ送受信機能> 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p><セキュリティ管理機能> セキュリティを管理する機能。</p> <p><職員認証・権限管理機能> 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><システム管理機能> バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
後期高齢者医療情報ファイル									
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由									

①事務実施上の必要性	<p>1 資格に関し以下の事務を適正に行うため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還の受付 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の再発行申請の受付 <p>2 保険給付に関し以下の事務を適正に行うため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付に関する申請の受付 特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 <p>3 保険料の賦課及び徴収に関し以下の事務を適正に行うため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報の入手及び広域連合への提供 広域連合が決定した賦課情報の管理及び保険料(納入)額通知書・納付書の被保険者への送付 保険料に関する申請の受付 特別徴収対象者の決定及び特別徴収情報の管理 保険料期割情報の作成及び管理 徴収した保険料等の収納情報の管理及び滞納情報の管理 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況の管理 保険料過誤納金の還付及び充当 保険料の口座振替処理 <p>4 資格、給付及び保険料に関する申請書及び届出書の広域連合への送付を適正に行うため。</p>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、事務の効率化及び資格・給付の適正化が図られる。 個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、市外転入者についても同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表の85の項 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項、160の項 【情報提供】なし(情報提供は行わない)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【届出等】

①被保険者から提出された被保険者証再交付申請書など各種届出書・申請書(個人情報を含む)の受付を行う。

- ・資格関係: 資格取得(変更・喪失)届書、被保険者証再交付申請書など
- ・給付関係: 高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書など
- ・保険料関係: 保険料減免申請書など

②広域連合から被保険者へ被保険者証の交付、申請勸奨文等の送付を行う。なお、被保険者証等の引渡しは、市において郵送等の方法で行う。

【資格】

③住基システムより住民基本台帳情報を入手し、65歳以上の住民及び同一世帯員の年齢到達、転出入、死亡等の異動情報を広域連合へ提供する。

④広域連合が住所地特例を確認するために、広域連合に住基、住登外登録情報を提供する。

⑤広域連合より、被保険者情報の提供を受ける。

⑥後期高齢者医療資格情報を行政資格異動データとして住基システムへ提供する。

【賦課】

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療情報ファイルのうち、被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、保険料賦課徴収及び給付を行うにあたり、世帯構成、所得状況等の被保険者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別番号 ・個人番号及びその他識別情報…対象者を正確に特定するために保有 ○連絡先等情報 ・4情報…被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有 ・その他住民票関係情報…世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報…所得情報に基づき、保険料額の算定、医療費の自己負担割合、所得区分等を把握するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報…被保険者資格の得喪に必要なために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有 ・年金関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局生活保護・自立支援室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (神奈川県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	<本人又は本人の代理人から入手> ・申請書等による申請を受けた都度入手する。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・識別情報及び連絡先等情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。 ・業務関係情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・他市町村等に照会がする必要が生じた際に都度入手する。 <神奈川県後期高齢者医療広域連合から入手する場合>	
④入手に係る妥当性	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表第1の59の項の規定による。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第14条第1項の規定による。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手する場合>	
⑤本人への明示	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表第1の59の項の規定により明示。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第9条第2項に基づく条例により明示。	
⑥使用目的 ※	被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収及び給付に関する事務を正確に遂行するため	
	変更の妥当性	
	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課及び各支所区民センター(保険年金係・保険収納係)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・届出書・申請書又は、他市町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、後期高齢者医療システムにて、記載された個人番号で検索し、確認する。 ・資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手後、広域連合へ提出し、資格情報の提供を受ける。 ・保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得情報等を入手後、広域連合へ提出し、賦課及び一部負担金情報の提供を受ける。 ・広域連合から提供された賦課情報を管理し、保険料額決定(変更)通知書・納付書を被保険者に送付する。 ・保険料特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、管理する。 ・徴収した保険料の収納情報及び滞納情報を管理する。
	情報の突合 ※	・被保険者情報と前医療保険者の資格情報を突合し、資格取得日を確認する。 ・住民基本台帳情報と申請内容を突合して被保険者、同一世帯員及び住登外者を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・資格取得喪失の認定 ・保険料額の決定 ・保険給付の決定

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (13) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

⑥ 移転方法	<p> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () </p>
⑦ 時期・頻度	<p> 1 資格管理業務 (1) 被保険者資格に関する届出 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 (2) 住民基本台帳情報 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 (3) 住登外登録情報 個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 2 賦課・収納業務 (1) 所得・課税情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (2) 期割情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (3) 収納情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 (4) 滞納者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 </p>

移転先2～5	
移転先2	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法(うち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律(うち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律(うち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先6～10	
移転先6	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令(うち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先11	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律(そのうち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先12	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令(そのうち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先13	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>1 後期高齢者医療システムにおける措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[定められていない]</p>
	その妥当性	<p>高齢者の医療の第160条及び第160条の2の規定により保険料の徴収、還付を受ける権利及び給付を受ける権利等は原則2年を経過したときには、時効により消滅する。ただし、時効の中断等の事由が生じた場合については、中断事由に応じた対応とするため、期間を定めていない。なお、後期高齢者医療保険情報は5年間の保管期間を定め、保管期間終了後、消去する。</p>
③消去方法		<p>＜後期システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのデータクリーニング機能にて消去を行う。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、後期システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>＜システム連携基盤における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システム連携基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 資格情報

項目名	
1 住基・住登外情報	27 住所地特例情報
2 宛名番号	28 宛名番号
3 世帯番号	29 被保険者番号
4 氏名	30 氏名
5 住所	31 住所
6 性別	32 性別
7 生年月日	33 生年月日
8 転入前住所	34 住所地特例適用開始年月日
9 転出先住所	35 更新年月日
10 在留資格	36 更新職員ID
11 個人番号	
12 資格情報	
13 宛名番号	
14 被保険者番号	
15 資格取得情報	
16 取得年月日	
17 資格取得事由	
18 適用開始年月日	
19 資格喪失情報	
20 喪失年月日	
21 資格喪失事由	
22 適用終了年月日	
23 氏名	
24 住所	
25 性別	
26 生年月日	

2. 賦課情報

項目名	
1 宛名番号	22 特別徴収情報
2 被保険者番号	23 特別徴収対象者情報
3 所得情報	24 基礎年金番号
4 所得金額	25 年金保険者情報
5 収入金額	26 介護特別徴収情報
6 控除金額	27 氏名
7 住民税課税情報	28 住所
8 賦課情報	29 特別徴収金額情報
9 相当年度	30 特別徴収回付記録情報
10 賦課年度	31 納入通知書情報
11 徴収方法	32 氏名
12 賦課事由	33 住所
13 賦課決定年月日	34 発付日
14 所得割額	35 賦課情報
15 均等割額	36 更新年月日
16 軽減情報	37 更新職員ID
17 減免情報	
18 年間保険料額	
19 期割決定年月日	
20 期割情報	
21 期別額	

3. 収納情報

項目名	
1 賦課年度(賦課決定された年度)	
2 課税年度(本来課税すべき年度)	
3 科目	

4	期別
5	宛名番号
6	個人番号
7	調定情報
8	調定額
9	納期限
10	納付情報
11	納付額
12	納付年月日
13	公金受取口座の利用有無
14	更新年月日
15	更新職員ID

4. 滞納情報

	項目名
1	宛名番号
2	個人番号
3	財産情報
4	財産区分
5	処分情報
6	処分年月日
7	処分解除年月日
8	処分完了年月日
9	賦課年度
10	課税年度
11	科目
12	期別
13	分納情報
14	誓約年月日
15	誓約解除年月日
16	賦課年度
17	課税年度
18	科目
19	期別
20	執行停止情報
21	停止年月日
22	取消年月日
23	賦課年度
24	課税年度
25	科目
26	期別
27	更新年月日
28	更新職員ID

5. 口座登録・連携ファイル関係情報

	項目名
1	金融機関コード
2	金融機関名(カナ)
3	店番
4	支店名(カナ)
5	預貯金種目コード
6	口座番号
7	名義人氏名(カナ)
8	記号
9	番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><標準システム窓口端末></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合からの入手の際の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 <p><後期高齢者医療システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での申請書の受付等においては、本人確認書類(免許証等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止する。 ・申請内容、本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか後期高齢者医療システムを用いて確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><標準システム窓口端末></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 <p><後期高齢者医療システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の様式は、被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式とする。 ・システムへの入力においては、業務に必要な最低限の適切な項目のみ入力できるようにしている。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・照会等する際には、システムにアクセス権限設定を行い、不必要な情報へのアクセスを制限している。 ・システムによる操作を行った際には、誰が、いつ、どのように入手したかをシステム内に記録(ログ)している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><標準システム窓口端末> ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェックが行われている。不整合がある場合には、確認リストを出力する等の対策が前提となるため、正確性は確保されている。</p> <p><後期高齢者医療システム> ・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入手した特定個人情報は、後期高齢者医療システム内に保持している被保険者情報との照合を行っている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システム窓口端末> ・標準システム窓口端末は広域連合の標準システムとのみ接続され、接続には物理的にインターネットとは切り離された閉域ネットワーク(広域イーサネット)を用いる。 ・標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</p> <p><後期高齢者医療システム> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各支所後期高齢者医療主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・後期高齢者医療システムのネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	後期高齢者医療システムでの番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<標準システム窓口端末における措置> ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課長が行っている。 ・所管課による異動届に基づき所管課長又は代理者が設定の変更を行い、その記録は都度更新し保管している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	後期高齢者医療システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。当該記録については、一定期間保持することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<標準システム窓口端末における措置> ・データ抽出機能は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報セキュリティ責任者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。

	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>—</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
-------------	--

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
-----------------------	--

具体的な制限方法	・作業者を限定及び管理するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、系統的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。
----------	---

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-------------------	--

具体的な方法	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業者及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。
--------	--

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。
-----------------------------------	--

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。
-----------------------------------	---

特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	---

ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。
-------------------	---

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	---

	規定の内容	<p>業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <広域連合への移転> ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとされている。 <庁内他部署への移転> ・番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。 ・移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを相手方を確認のうえ移転することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。 ・庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(*3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手を実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <p><システム連携基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <p><システム連携基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、インターネットに接続できないように分離する。 ・標準システムには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照

	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムに登録したの情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムと日次でデータ連携し、データベースの更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉碎を行うとともに、その記録を残している。 ・後期高齢者医療システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・川崎市国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム情報セキュリティ実施要領に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的の安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
特記事項	—
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 </div> <p>(手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div>
個人情報ファイル名	後期高齢者医療情報ファイル
公表場所	川崎市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632
②対応方法	—

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和6年6月11日から7月12日までの32日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書への反映事項はなし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年8月8日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>高齢期における適切な医療の確保等を行い、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るため、後期高齢者医療被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律等により定められた資格管理、給付及び保険料等に関する事務のうち、川崎市では、保険料の徴収事務及び申請の受付等被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められた事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表第一項第59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>(省略)</p> <p>5 中間サーバーに係る事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第2に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 	<p>高齢期における適切な医療の確保等を行い、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るため、後期高齢者医療被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律等により定められた資格管理、給付及び保険料等に関する事務のうち、川崎市では、保険料の徴収事務及び申請の受付等被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められた事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>(省略)</p> <p>5 中間サーバーに係る事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の59の項 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表の85の項 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の82の項、121の項 <p><情報提供の根拠></p> <p>なし(情報提供は行わない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項、160の項 【情報提供】なし(情報提供は行わない) 	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	<p>番号法別表第2第17項に規定される事務(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p>	<p>予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	<p>番号法別表第2第26項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	<p>番号法別表第2第27項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ②移転先における用途	<p>番号法別表第2第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 ②移転先における用途	<p>番号法別表第2第43項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8 ②移転先における用途	番号法別表第2第62項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9 ②移転先における用途	番号法別表第2の87の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10 ②移転先における用途	番号法別表第2第93項に規定される事務(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先11 ②移転先における用途	番号法別表第2第97項に規定される事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12 ②移転先における用途	番号法別表第2第109項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手を実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IVその他のリスク対策1. 監査②監査 具体的な内容	<p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない